

歴史的景観の保全に関する検証事業
京都市歴史的景観の保全に関する検討会

第4回

資料6 景観重要建造物の候補について

資料6-1	景観重要建造物の指定候補の事例	1
資料6-2	滅失した指定候補の事例	3

資料6-1 景観重要建造物の指定候補の事例（上御霊神社）

1 上御霊神社の概要

宗団法人としての正式名称は「御霊神社」であり、上御霊神社という社名は下御霊神社に対応する通称である。烏丸通鞍馬口の南東に位置し、市営地下鉄鞍馬口駅から徒歩数分である。市内にあっても静かな雰囲気のある地域で、南に下がると相国寺、同志社大学、京都御所に至る。

平安京遷都にあたり、延暦13年（794）桓武天皇が弟である崇道（すどう）天皇（早良（さわら）親王）の御神霊を当地に祀られたのがおこりとされる。当時天変地異や疫病の流行が相次ぎ、それは悲運の中に亡くなった高貴の人々の祟りであるとされ、その人々の神霊を丁重に祀ることによって災いをなくそうという御霊信仰が生まれた。そのおまつりを御霊会（ごりょうえ）といい、貞観5年（863）神泉苑において行われたのが始まりとされ、当社の御霊祭の起源である。

祭神は八座（崇道（すどう）天皇（てんのう）、井上（いのえ）の大皇后（おおひきさき）、他戸（おさへ）親王（しんのう）、藤原（ふじわらの）大夫人（たいふじん）、橘（たちばなの）大夫（たいぶ）、文（ぶんの）大夫（たいぶ）、火雷神（からいしん）、吉備（きび）の大臣（おおと））で、俗に八所御霊と称される。ほかにも境内神社として神明神社、稲荷神社、巖島神社、花御所八幡宮等を持つ。神輿、指鉾など宮中から寄進された貴重な宝物も所蔵する。

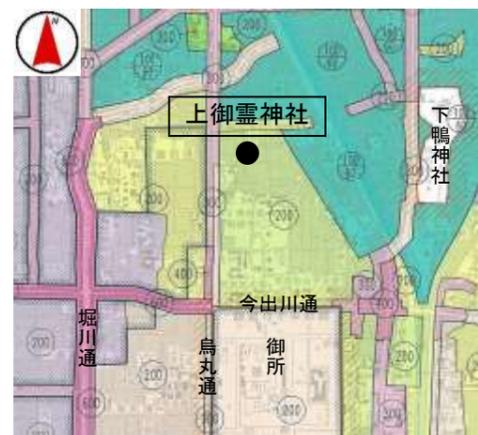
毎年5月1日の御霊祭社頭之儀（神幸祭）から5月18日の御霊祭渡御之儀（還幸祭）に祭礼が行われる。平成18年（2006）には、明治3年（1870）以降は途絶えていた神輿の御所巡行が復活し、御所北門にあたる朔平（さくへい）門の前で神輿を持ち上げ揺らす「神輿ぶり」を行い、話題となった。

古来、皇室の「産土神（うぶすながみ）」であり、時代の施政者からも敬われてきた。現在でも京都市上京区・北区の約1万3000戸の氏神様として崇敬され、「上御霊さん」として親しまれている。5月を除く毎月18日には境内で「さえざり市」というフリーマーケットが催される。

また、応仁元年（1467）正月18日に畠山政長と義就の合戦から始まり、その後11年間も続いて京都の大半を焦土にした「応仁・文明の乱」発端の地としても知られる。

本社（本殿）	
構造・規模	鉄筋コンクリート造 銅板葺 平屋建
建築年代	昭和45年（1970） ※享保18年（1733） 建立の形を復元
用途	神社（本社）

2 上御霊神社の位置



3 写真位置図、航空写真



4 写真



写真1 上御霊神社本殿



写真2 花御所八幡宮



写真3 福壽稲荷神社



写真4 西側鳥居



写真5 上御霊通



写真6 社叢と和風塀（上御霊通）



写真7 南側鳥居



写真8 上御霊通

5 指定にあたっての美観風致審議会景観重要建造物・樹木専門小委員会での指摘事項

景観重要建造物への指定については承認を得られたが、以下の指摘があった。

- ・景観法の趣旨に即して、建造物や樹木の景観形成への有用性を整理する。
- ・神社ならではの地域性や、その位置にあることの歴史的意味、そこに森があることの意味について、名所図解系等に描かれていることなどを参考にし、地域の景観としての価値を整理する。
- ・群の中でも特に大事な建物や樹木を整理する。
- ・祭礼儀式とそれと関連する（神輿等を仕舞う等）建物等についても整理する。
- ・鎮守の森や社叢、周囲の玉垣や木を評価する。
- ・世界文化遺産のバッファゾーンと同じような意味合いで、社寺の境内地とその周辺の景観や歴史的風致を維持継承すべき。

6 「景観重要建造物の指定の方針」（京都市景観計画より）

① 景観重要建造物の指定の基本的な考え方

景観計画区域内には、外観が景観上の特色を有し、歴史都市・京都の景観を形成するうえで重要な構成要素となる京町家や近代建築物等の歴史的な建造物が多数存在している。これらの建造物は、年々消失し、景観計画区域内の景観の特徴が変容している状況にある。

景観重要建造物の制度は、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物を指定するものであり、京都市では歴史的な建造物及び伝統的な様式を有する建造物のうち、良好な景観の形成に重要と認められるものについて、積極的に景観重要建造物の指定を行う。

なお、景観重要建造物の指定は、現状変更の規制や所有者の管理義務等の建造物の保全措置が伴うため、助成制度や建築基準法の緩和による積極的な支援を行う。

② 積極的に景観重要建造物の指定を行う建造物

次に掲げる建造物は、良好な景観の形成に重要なものであるため、積極的に景観重要建造物の指定を行う。このほかの建造物についても、京都市景観・まちづくりセンター等とも連携し、積極的に景観重要建造物の指定を行う。

(1) 歴史的意匠建造物

京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物は、歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建造物として指定されたものであり、良好な景観の形成に重要なものであるため、歴史的意匠建造物に指定された建造物については、積極的に景観重要建造物の指定を行う。

(2) 界わい景観建造物

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観建造物は、界わい景観整備地区内において町並みの景観を特色付けている建造物で、当該景観を保全し、又は修景する際の指標とするために指定されたものであり、良好な景観の形成に重要なものであるため、界わい景観建造物に指定された建造物については、積極的に景観重要建造物の指定を行う。

(3) 登録有形文化財等である建造物

文化財保護法に基づく登録有形文化財、京都市文化財保護条例に基づく京都市指定文化財及び登録文化財である建造物については、文化財としての価値のみならず、その外観は良好な景観の形成に重要なものであるため、これらの文化財に指定又は登録された建造物については、積極的に景観重要建造物の指定を行う。

(4) 伝統的建造物群保存地区内の建造物

伝統的建造物群保存地区については、京都市伝統的建造物群保存地区条例に基づく伝統的建造物群保存地区保存計画において、建造物の外観の様式が定められており、建造物を新築する場合においても、当該様式への配慮が求められている。

当該地区内の様式に従い新築された建造物は、当該地区内の良好な景観の形成に重要なものであるため、積極的に景観重要建造物の指定を行う。

当該地区内の歴史的な建造物及び当該様式に従い新築された建造物は、当該地区内の良好な景観の形成に重要なものであるため、積極的に景観重要建造物の指定を行う。

(5) 歴史的景観保全修景地区内の建造物

歴史的景観保全修景地区については、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景計画において、建造物の外観の様式が定められており、建造物を新築する場合においても、当該様式への配慮が求められている。

③ 景観重要建造物の指定の指標

歴史的意匠建造物及び界わい景観建造物の外観並びに伝統的建造物群保存地区保存計画及び歴史的景観保全修景計画に定められた建造物の外観の様式を景観重要建造物の指定の指標とする。また、指定又は登録文化財である建造物の外観については、景観重要建造物の指定の参考とする。

歴史的意匠建造物、界わい景観建造物及び指定又は登録文化財である建造物の外観並びに伝統的建造物群保存地区保存計画及び歴史的景観保全修景計画に定められた建造物の外観の様式と類似しない外観を有する建造物については、地域の自然、歴史、文化等からみて景観上の特色を有し、良好な景観の形成に重要であるかを個別に審査する。その際、景観重要建造物に指定された建造物については、以後の景観重要建造物の指定の指標とする。

資料6-2 滅失した指定候補の事例

1 近代建築物

【東京生命保険京都支社】（下京区）
複合ビルが立地



【橋本洋裁店】（東山区）
コインパーキングとして利用



【西田増造邸】（上京区）
駐車場（月極め）として利用



【旧内職補導センター本館】（上京区）
マンションが立地



2 寺社

【出世稲荷神社】（上京区）大原に移転 移転工事の様子



現在の様子（マンションが立地）



【47行政ジャーナルより（2012年06月08日14:18 京都新聞）】

47行政ジャーナル

記事詳細 地域ファイル(教育・文化・スポーツ)

秀吉ゆかりの「出世稲荷」移転 老朽化・資金難で大原へ

2012/06/08 14:18 京都(京都新聞)

豊臣秀吉が聚楽第に創建したと伝わる「出世稲荷神社」(京都市上京区千本通竹屋町下ル)が、左京区大原に移転することが8日までに分かった。老朽化した社殿の維持が費用面で困難になり、土地を売却して出直すことにした。

出世稲荷神社は1587(天正15)年、聚楽第に建立された稲荷社が始まりで、秀吉にあやかって「出世」の名が付き、1663(寛文3)年に現在地に移ったと伝わる。開運出世を願う庶民の信仰を集め、江戸後期には300を超える鳥居が立ったともいわれる。

地域に氏子はなく、多額の寄進をする信者もなかったため、近年はさい銭やお守りの販売、5台前後の駐車場の賃貸料収入で運営してきた。

今の社殿は明治時代以降に建立され、文化財指定はないため、修復は神社が全額負担してきた。約40年前から境内の土地の一部を売却して賸ってきたが、全面的な修復の費用はなく、境内地を売却して移転することを決めた。約920平方メートルの境内は約2億5千万円で売却したという。

6月2日から移転のための工事を進めている。移転先は左京区大原末迎院町で、旅館だった建物などが残る。当面は旅館の建物に神体を祭り、7月3日から参拝できるようにする。老朽化した社殿は取り壊すが、映画監督の故牧野省三さんが寄進した鳥居、日本画家の故堂本印象さんが描いた本殿の天井画などは移設するという。

山内堅五宮司(41)は「今の場所で何とか直していきたいと思ったが限界だった。苦渋の決断だが、場所が変わっても出世稲荷神社を残すことが一番考えた」と話している。